

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月12日(水) 午前10時00分から午前10時28分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 21人

会長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 8番 石井 守 委員

9番 菱川 修二 委員 10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員

13番 中西 公仁 委員 14番 三宅 勝 委員 15番 大村 孝志 委員

16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員 18番 白神 博之 委員

21番 矢野 秀典 委員 22番 難波 朋裕 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 3人

19番 山本 義弘 委員 20番 平井 正敏 委員 23番 岩田 英明 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について

議案第6号 農地の競・公売に対する買受適格証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから2月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>花巻会長 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和2年2月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号13番 中西 公仁 委員、議席番号14番 三宅 勝 委員 に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小野主任と、小山主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題 にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 剣持副主任</p>	<p>【 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁 から3頁にかけて13件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せて ご覧ください。</p> <p>【議案第1号, 1番から13番について調査票をもとに説明】</p> <p>1番については、申請農地の大半がアスファルト敷きになっているため、先月の総 会で農地に復元されるまで保留とされましたが、令和2年1月21日付で取下げ書が</p>

提出されました。

6番については、利用権設定で借受けている譲受人が農地を取得する案件です。

申請農地は田から畑へと現在農地改良中ですが、農地の表面一体にバラスが敷かれており現状農地としてみるのは難しい状態です。

農地改良の工期期間が令和2年2月末までですので、工期満了後に農地の状態を確認してから許可できるかどうかの判断をするとの意見でした。

また、譲受人の経営面積は約40aですが、この農地は昨年12月に一括で利用権設定していることから譲受人は新規就農者と変わりがなく、今後どのように農業をしていくのかを確認するためにも追加の提出書類として、営農計画書を徴するとの意見でした。

その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番については取下げ、6番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件は、1番については取り下げ、6番については保留、残す11件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号の13件について、1番は取り下げ、6番は保留、残す11件は、許可と決定いたします。

議事を進めます。4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。

説明の前に、議案の訂正があります。

4頁の2番についてですが、これは一時転用です。

備考欄に一時転用期間の記載漏れがありました。

議案訂正表のとおり備考欄に一時転用期間、令和2年3月1日から令和2年5月1日までを追記します。

それでは、説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に3件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農

地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

2番につきまして、この申請人は昨年12月2日に今回申請地の西側にある別の農地で農地改良の届出を提出しておりますが、この届出をした農地について、農地をバラス等で埋め立てていました。

この届出による工事期間は2月末までとなっておりますが、現時点で既に、適正に農地改良をしているとは言い難い状況で、違反転用の疑いがあります。

したがって、今回の件は、農地法第4条第6項第3号の許可できない要件である「申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当します。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、申請人が、適正に農地を利用するよう是正をする必要があるため、保留とのことでした。

1番と3番についてですが、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました3件について、2番は保留、1番と3番の2件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた2件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の、3件について、2番は保留、1番と3番については農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第2号の、1番と3番を許可、2番については保留と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 **【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】**
中村主幹

中村です。

説明の前に、議案第3号についても、議案の訂正があります。

6頁9番についてですが資金の欄に、記載漏れがありました。

議案訂正表のとおり、自己資金100千円を追記します。

それでは、説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から13頁にかけて11件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました11件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた11件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この11件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

なお、7頁から13頁にかけての議案番号11番につきましては、転用面積が4ヘクタールを超えているため、許可権限庁が岡山県知事になります。

このため、岡山県農業会議常設審議委員会に諮問し、答申を受けたのちに、これと併せて倉敷市農業委員会の意見書を岡山県知事に提出いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明がりましたが、農地法第5条の規定による許可申請の11件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第3号の11件は許可と決定します。

続きまして、14頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員、に関係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(井上委員、野口委員、田邊委員、退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
小山主任

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、14頁から19頁にかけて41件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が15件、使用貸借が26件です。
また、利用期間の更新は12件で、更新切れを含む新規は29件です。
今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが1件、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが8件、その他は個人です。
面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて85,564㎡です。
借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、41件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。
議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、20頁をお開きください。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について」を議題とします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第5号「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について、でございますが、倉敷市長から令和2年1月22日付 農第1726号で意見を求められています。

市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。

今回の主な変更点は、農家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。

これらについて、各地区協議会でご審議頂きましたが、32頁の意見書案のとおり承認とのことでした。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第5号については、意見書案のとおり承認とのことですが、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第5号は、32頁の意見書案のとおり承認といたします。

続きまして、34頁をお開きください。

議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 劔持副主任 【議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」の説明】

劔持です。それでは説明させていただきます。

議案第6号「農地の競・公売に対する買受適格証明願について」でございますが、34頁に1件の買受適格証明願が提出されました。

こちらは農地の競売において耕作目的での参加資格を求める案件でございます。

買受適格証明書の申請手続きは、各許可申請の手続きに準じて行い、本件では農地法3条の許可申請がなされた場合における判断基準と同様に審査を行い、基準を満たしている場合は買受適格証明書を交付することとなっています。

調査の内容につきましては、お手元に配付しております、「農地の競・公売に対する買受適格証明願調査票」に記載しておりますので、ご覧ください。

【議案第6号、調査票をもとに説明】

入札期間は、令和2年2月6日から令和2年2月13日でございます。

今回の案件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、調査票のとおり、農地法第3条第2項の許可出来ない条項に該当しないため、異議なく承認とのことでした。

買受適格証明願を承認した際の今後の処理についてですが、国の通知に基づき、事務処理の迅速化を図るため、落札者が当該許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可をして差し支えないこととなっており、このことも含め議決をお願いいたします。

なお、入札終了後、落札者から許可申請がなされ、許可とした場合には直近の総会議案でご報告させていただきますので、併せてご審議の程よろしくお願いいたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明がありましたが、議案第6号は承認とのことですが、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	<p>異議なしということでございますので、承認いたします。</p> <p>審議案件は、以上です。 ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局 成田主幹	<p>【報告第1号から第5号について報告・説明】</p> <p>成田です。説明させていただきます。</p> <p>35頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、35頁から41頁にかけて27件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に42頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、42頁から43頁にかけて9件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に44頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、44頁から52頁にかけて41件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に53頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが53頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に54頁をお開きください。 報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが54頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問があ

りますか。

各委員

【質問なしの声】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。
以上で、すべての審議、報告が終わりました。
事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(活動の振り返りの提出依頼・次回総会の日程案内) 以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は3月11日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時28分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年2月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員